

日・EUビジネスダイアログ・ラウンドテーブル提言事項に関する
日本の現状及び今後の見通し（2001年）

平成13年12月

目 次

第1 ワーキング・パーティ（貿易・投資）	2
1. 事前判定手続き	2
2. 独立した規制監督	3
3. 製品認可方法	4
4. 製品認可のハーモナイゼーション	7
5. 競争促進のための規制緩和	8
6. 支配的立場の規制	10
7. 企業リストラクチャリングの税効果	12
8. 連結納税	14
9. コーポレート・ガバナンス	15
10. クロスボーダーの株式と株式の譲渡	16
11. 法律サービス	17
12. 年金改革	18
13. ビザ・労働許可	19
第2 ワーキング・パーティ（会計・税制）	21
14. IAS基準	21
15. 連結納税制度	22
16. 移転価格課税	23
17. 電子商取引課税	24
第3 ワーキング・パーティ（標準）	25
18. IMT-2000（次世代移動通信システム）の標準化活動	25
19. グローバルな通信標準	26
20. 標準のハーモナイゼーション	27
21. 特許の先願主義と先発明主義	28
第4 ワーキングパーティ（MRA）	29
22. MRA（4分野）	29
23. MRA（医療機器）	30
第5 ワーキング・パーティ（電子商取引）	31
24. GBDe	31
25. eEurope・e-Japan	33
第6 ワーキング・パーティ（WTO）	34
26. WTO	34

注：本レポートは、2001年7月9日－10日に開催されたEJBDRTブラッセル会合において提起された提言について、日本国政府の取組みの現状と現時点における今後の見通しを説明したものです。

第1 ワーキング・パーティ（貿易・投資）

1. 事前判定手続き

(1) BDRT 提言要旨

- 各省庁は3月27日の閣議決定に基づき、できるだけ早く、事前許可手続のためのガイドラインを作成・履行すべきである。
- ガイドラインは、閣議決定では明確に言及されていない税制などについても策定されるべきである。
- すべての回答は、法的に拘束されるべきである。
- 本改革の履行状況は、綿密にモニターされるべきである。

<質問>

- 回答は何故法的に拘束されないのか。
- 各省庁のガイドラインが、現状どのように進展しているのか。
- 日本政府は、十分なスタッフの水準を確保するための予算配分を行ったのか。
- こうしたガイドラインがパブリック・コメントのために公開されるのはいつか。

(2) 現在までの対応状況

- 総務省が取りまとめにあたった2001年3月27日の閣議決定に基づき、経済産業省（6月1日）、金融庁（7月16日）、総務省（8月31日）等において法令適用事前確認手続の運用が開始されている。
- 回答書は、あくまでも照会者から提示された事実のみを前提に、回答時点における見解を示すものであり、回答後の法令改正や事情変更に伴い合理的な理由があるときは、行政機関が回答内容と異なる新たな判断を示すことも想定され得ることから、回答書に法的拘束力を付与することは適切でないと考える。
- なお、ノーアクション・レターの代表例とされる米国証券取引委員会（SEC）のノーアクション・レターについても、法的拘束力を有しないものであると承知している。

(3) 今後の見通し

- 「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」 2001年3月27日閣議決定）においては、「本手続が適切に実施されるよう、総務省は、各府省における実施状況をフォローアップし、公表する。」こととされているところであり、各府省における手続の具体的導入状況を踏まえつつ、適時適切にフォローアップを実施することとしている。

2. 独立した規制監督

(1) BDRT 提言要旨

- 日本の電気通信、エネルギー及び運輸分野を監督するために、競争促進的な使命を持った独立した監督庁を設立すべきである。

<質問>

- 日本政府は、「今後も、規制機関の中立性及び公平性を引き続き確保していく。」（日本政府回答5頁）と言っているが、これは正確には何を意味しているのか。これは、如何に達成されるのか。
- 日本政府は、規制監督の独立性を強化することなく、これを如何に行うつもりなのか。

(2) 現在までの対応状況

(a) 電気通信分野

- 「中立性」とは、規制体がいかなる被規制体（電気通信事業者）からも中立であり、「公平性」とは、規制体がいかなる被規制体（電気通信事業者）に対しても公平であること。
- 総務省は、NTTを含めたいかなる電気通信事業者からも分離されており、さらには、それらに対する規制を公正・透明なルールに基づいて実施しているため、規制監督は独立であり、中立性及び公平性は達成されている。

(b) エネルギー分野

- 経済産業省はいかなるエネルギー供給者及びエネルギーサービス業者からも独立している。
- 経済産業省職員とエネルギー産業の関係については、2000年4月から施行された国家公務員倫理法により規制が強化され、透明性が向上した。

(c) 運輸分野

- 国土交通省は、これまでも運輸事業者から独立した監督官庁として、規制監督について中立性及び公平性を確保してきたところである。

3. 製品認可方法

(1) BDRT 提言要旨

➤ 保険、動物用医薬品、医療診断などの分野における製品に現在必要な事前承認制度に代わって、「届出後使用制」を導入すべきである。

(a) 保険

すべての残存する事前製品承認の要求および金融庁による価格決定への介入は廃止されるべきである。

(b) 動物用医薬品

- ①既に承認された製品のマイナーな修正は届出制ベースで許可されるべきである。
- ②日本独自のテストである動物を用いた菌糸（飼料等級）製品に対する急性毒物性研究は、排除すべきである。
- ③現行の義務化されている生物学的製品の分析評価は、欧州で慣行化されている非強制的な公的バッチリリースに変更すべきである。体外診断用機器については、当該要求を全廃すべきである。
- ④動物用新薬申請のための報告書は、本来の言語に日本語の概要を添付して受理されるべきである。
- ⑤あらゆる残留物研究は、現在日本政府がこれらの製品に適用しているゼロトランスに替えて、国際的に承認されている MRL 基準を基礎とすべきである。

(c) 体外診断薬

日本政府は、体外診断薬は6ヶ月以内に承認するというゴールを達成するために、明確且つ詳細な戦略を展開すべきである。この戦略には下記の条項を含めるべきである。

- ①新たな機器の承認申請に対応するために十分な人的資源を配置すること。
- ②例えば3ロット／3回テストデータ要求といった日本だけの及び／あるいは、化学的根拠のない申請要求はすべて廃止する（または変更すること）。
- ③低リスク製品には簡単な届出による手続といった、リスク分類に基づいた製品承認手順を速やかに確立すること。

(2) 現在までの対応状況

(a) 保険

企業向け損保商品については、1999年8月に原則届出制となり、2001年7月からほとんどの商品について届出制に移行するなど、すでに、大幅な規制緩和を進めてきているところである。一方、家計向け商品については、契約者保護の視点が重要であり、届出制の対象は一部の商品のみであり、商品の料率についても一定程度の規制が必要と考えている。

(b) 動物用医薬品

- ①動物用医薬品の成分・分量等その品質・有効性・安全性を確認するために必要な事項について、薬事法に基づく承認事項としているところであるが、これまで、使用上の注意のように頻繁に追加・訂正を必要とする項目については、届出にて対応できるよう措置しているところである。
- ②2000年10月19日に欧州ビジネス協会と農林水産省が意見交換を行い、問題

点の整理、資料の収集等を行った上で、再度実務担当者による打ち合わせを開催することとされたところ。

- ③ 動物用生物学的製剤の国家検定の一部廃止、簡素化については、検定成績を踏まえつつ、1985年以降逐次行ってきており、主なものを挙げると以下のとおりである。
 - 1985年度 防腐剤定量試験、濃縮剤定量試験の廃止
 - 1986年度 一部体外診断薬（抗体測定）の検定廃止
 - 1992年度 特性試験、含湿度試験の廃止
 - 1995年度 pH試験の廃止、異常毒性否定試験の一部廃止
 - 1996年度 検定合格証紙の封印単位の緩和
 - 1999年度～ 一部製剤についての力価試験の廃止
- ④ 動物用医薬品の承認申請に必要な添付資料については、原文が外国語のものについては、全文和訳を添付することを求めている。ただし、図表については原文のままでよいこととしている。
- ⑤ 動物用医薬品の休薬期間は、日本では、ゼロトレランスを原則としているが、厚生労働省が食品衛生法に基づき MRL を設定した成分については、農林水産省が、ゼロトレランスに替えて、MRL に基づいた休薬期間を設定している。

（c）体外診断薬

体外診断用医薬品については、既に通常の医薬品とは区分した申請手続の簡素化が図られている。申請の区分は、項目又は測定法の新規性による分類としていたが、2001年3月末に新規項目以外は保健衛生上のリスクに応じた分類とし、申請資料の見直しを行ったところである。

また、事務処理期間については、2001年1月より医薬品機構及び審査センターの事務処理の流れを見直し改善を図ったところである。

（3）今後の見通し

（a）保険

先般の金融審議会の報告において、商品審査にかかる期間の短縮や、保険契約者保護等の面で問題が少ない商品について「届出後使用制」の導入についての検討の開始等が盛り込まれた。商品審査期間の短縮については、上記中間報告を踏まえ、現在検討しているところ。なお、届出後使用制の導入の検討に当たっては、商品販売後に何らかの問題が生じた時の是正措置のあり方など商品審査の枠組みのあり方について十分留意する必要がある。

（b）動物用医薬品

- ①承認事項のうち、届出で対応できるものについては、既に措置済みである。今後、引き続き、国際的な取扱い等を参考としながら検討を続けたい。
- ②今後は問題点の整理、資料の収集等を行った上で、飼料級の抗生物質に関する簡易急性毒性試験の見直しを含め検討を行う。
- ③動物用生物学的製剤の国家検定は、薬事法に基づき、医薬品のうち、その製造に病原体を用いること等により、高度の製造技術と安全性等の確保に高度の試験方法を要するワクチン等について行っているものであり、安全性及び有効性

が確認されたもののみ流通を認めるために、最近の検定成績（毎年1%前後は不合格）から、現段階では本制度の維持が必要である。

- ④動物用医薬品の承認申請に際しては、様々な添付資料が必要であり、特に最近急激に増えている輸入承認申請に添付される資料の多くは外国語のものであるが、これらの資料を迅速かつ正確に理解し審査を進めるためには、全文和訳の添付が必要である。
- ⑤厚生労働省が、MRLを設定した成分について、引き続き、順次、MRLに基づいた休薬期間を設定していく予定である。

（C）体外診断薬

今後、保健衛生上のリスクが低く、標準品の国内供給の体制が整備されているものについては、承認不要基準を設定すること等により、さらに事務処理期間の短縮を図っていきたい。

4. 製品認可のハーモナイゼーション

(1) B D R T 提言要旨

- (a) 日本政府は、世界の規制当局と協力しながら、国ごとの承認を必要としない承認プロセスに向けた働きかけを行うべき。
- (b) MRA は出来るだけ早く批准・履行されるべきである。EU と日本は、この合意が効率的に履行されるようにモニターすべきである。この合意の対象が、医療機器、専門職業的業務、自然食品 証明、化粧品、エコラベルなどに拡大されるよう働きかけるべきである。
- (c) 日本政府は、例えば、国際社会で既に受け入れられている規制慣行（例 :CODEX 栄養委員会が設定した許容残留量や、検疫植物の輸入における有害・無害の生物リスク・ベースの評価など）を適用することによって、企業が市場に製品を導入するときに必要とされる時間とエネルギーを自主的に減少させるようにすべきである。

(2) 現在までの対応状況

- (b) 日・欧州共同体相互承認協定（MRA）は2001年4月4日に署名が行われた後、日・EC 双方でそれぞれ必要な内部手続を経て、11月28日、協定の発効のために必要な外交上の公文を交換した。協定の定めにより、この協定は2002年1月1日に発効する。
- (c) わが国で農薬の成分である物質の残留基準を設定する際や食品添加物の規格や使用基準を策定する際には、CODEX 委員会の定める国際基準及び諸外国の基準を参考にしているところである。ただし食生活の違い等によって、CODEX 委員会の定める国際基準及び諸外国の基準を受け入れることが困難な場合もある。

(3) 今後の見通し

- (a) 我が国としては、対象となる製品の安全性等を考慮しつつ、各国の規制当局と協力しながら、引き続き国ごとの承認を必要としない承認プロセスに関与することを考えている。
- (b) この協定の円滑な実施のためには日EC間の信頼醸成と相互理解を図ることが不可欠であり、今後広く関係者を対象とするセミナーを開催していく予定である。まず、日・EC 双方の適合性評価機関及び関連業界を含むセミナー（電気通信機器及び電気製品分野）を2001年12月、東京において実施する。
 - また、協定の定めにより設立される合同委員会（日・EC 双方の代表者で構成）の場を通じて協定の円滑かつ効率的な実施を図っていく。
 - 対象分野の拡大に当たっては、まず日・EC 双方の制度の同等性を綿密に審査した上で、経済的利益、貿易促進効果なども含め総合的に考慮し検討していきたい。
 - 医療機器については23.（3）を参照。
- (c) 残留農薬については、今後とも、CODEX 委員会の定める国際基準及び諸外国の基準を参考にして、農薬の成分である物質の残留基準を設定していきたい。
 - 食品添加物についても、今後とも、CODEX 委員会の定める国際基準及び諸外国の基準を参考にして、食品添加物の規格や使用基準を策定し、国際的に整合性のとれた対応に努めていきたい。

5. 競争促進のための規制緩和

(1) BDR T 提言要旨

- 海運、民間航空や建設業界などの分野における管理された競争による非効率性を改善すべく、規制緩和の対象を増やすべきである。

(2) 現在までの対応状況

- (a) 運輸分野は近年の鉄道事業法、海上運送法、航空法、道路運送法、港湾運送事業法の改正により、人流・物流に関するほぼ全事業分野の需給調整規制を廃止したところである。
- その中で港湾運送事業に関しては、わが国港湾の国際競争力強化のため、港湾荷役の効率化・サービス向上を図ることを目的として、主要9港^(注)における需給調整規制の廃止等を内容とする改正港湾運送事業法が昨2000年11月1日に施行されたところであり、これにより既に新規参入等が実現した。
- また、この規制緩和等を受け、今春闘において、日曜荷役の恒久的実施、祝日の平日並夜間荷役の実施、コンテナターミナルのゲート開閉時間の昼休みオープン・終了時間の延長及び年末年始休暇の短縮が労使間で合意され、港湾の24時間フルオープン化の実現に向け大きく進展。さらに、その後の労使間協議の結果、荷役作業については1月1日を除き364日24時間実施すること及びコンテナターミナルのゲート開閉時間については土・日及び祝日も平日と同様に8:30~20:00までとすることについて同意した。
- (b) 建設分野においても、公共工事の入札・契約制度について、透明性・客観性、競争性の大幅な向上を図ることを目的とし、1994年に一般競争入札方式の90年ぶりの本格導入等の改革を行うとともに、1998年の中央建設業審議会建議及び規制緩和推進3ヵ年計画を踏まえ、民間の技術提案を受け付ける多様な入札・契約方式の導入等を進めているところ。
- さらに、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が本年4月に施行され、国、特殊法人等、地方公共団体の発注者全体を通じて、毎年度発注見通しや入札・契約に係る各種情報の公表の推進等による透明性の向上などにより、入札・契約の適正化の促進が図られている。
- また、国土交通省発注工事においては7.5億円以下の公共工事について、現行の指名競争入札より競争性の高い入札方式を試行することとしているところである。

(注) 主要9港とは、わが国コンテナ貨物量の約95%を取り扱う京浜港（東京、横浜、川崎）、千葉港、清水港、名古屋港、四日市港、大阪港、神戸港、関門港（下関、北九州）、博多港。

(3) 今後の見通し

- (a) 運輸分野については、受給調整期性の廃止等の規制見直しとそれに対する環境整備方策の下、競争が促進され、事業活動の効率化、活性化を通じたサービスの向上・多様化等による利用者利便の向上等の効果が期待される。
- その中で港湾分野については、引き続き昨年の規制緩和を着実に実施していく。
- (b) 建設分野についても、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」により、国、特殊法人等、地方公共団体の発注者全体を通じた入札・契約の適正化のル

ールとして入札・契約に係る情報の公表、不正行為の排除の徹底、適正な施工の確保に係る措置が義務付けられたほか、適正化指針に定められた事項について実施努力義務が課せられた。

- 今後はこれらの事項の実施状況等について状況把握を行い、結果を公表していく予定。

6. 支配的立場の規制

(1) B D R T 提言要旨

- 通信分野でみられるような市場支配的な状況は適切にモニターされ、潜在的な非競争的慣行（例：競争相手を破滅させるための価格付けや、独占企業から市場を基盤とした活動への相互内部補助金、顧客情報の氾濫など）を防止するために有効な取締をする必要がある。

<質問>

- 改正通信事業法履行のための行政ガイドラインを発表するスケジュールはどうなっているのか。
- こうしたガイドラインの全てがパブリックコメントの対象となるのか。
- 紛争解決委員会はどのように機能するのか。その権限はどうなっているのか。本委員会の決定は法律によって強制執行出来るのか。
- 経済財政諮問会議の構造改革計画は、電気通信分野における適正な競争を確保するために更なる方策を求めている。これは電気通信事業法の最近の変更に付加されるのか。この「決定的な再検討」の結果どうなるのか。

(2) 現在までの対応状況

- 電気通信事業分野の公正競争の促進を図るため電気通信事業法等の改正を既に行った。具体的には、非対称規制の整備、卸電気通信役務制度の整備、電気通信事業紛争処理委員会の設置、ユニバーサルサービスの提供に係る制度の整備等を行っているほか、東・西 N T T の業務範囲の拡大を行う等の所要の措置を講じている。

<質問への回答>

(a) 行政ガイドラインの発表スケジュール

今回の電気通信事業法の改正法施行と併せて、以下のガイドラインを整備・発表。

- ①「電気通信事業分野における競争の促進に関するガイドライン」
2001年11月30日 公表。
- ②「東・西 N T T が業務範囲を拡大する際の認可に関する考え方を示したガイドライン」2001年10月30日 案を公表。（パブリックコメント締切り 11月29日まで）

(b) こうしたガイドラインの全てがパブリックコメントの対象となるのか。

パブリックコメントは、1999年の閣議決定により、広く一般に適用される国の行政機関の意志表示で規制の設定又は改廃に係るものは原則行うこととされているところである。

(c) 紛争処理委員会関係

- ①どのように機能するのか。
事業者の申請を受けて斡旋・仲裁を行う等の機能を有する。
- ②その権限はどうなっているのか。
例えば、仲裁については、紛争当事者の選任等により委員会構成員から指名される仲裁委員が専権でこれを行う。

③本委員会の決定は法律によって強制執行できるのか。

仲裁判断結果は、裁判所の執行判決を得ることで強制執行の対象となる。

(d) 経済財政諮問諮問会議関係

経済財政諮問会議の「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」の第1章の3. 経済の再生の(3)の(ii)競争政策における「非対称規制」の前倒し実施については、以下のとおり、今回の電気通信事業法の改正において措置されている。

(非対称規制の整備)

市場支配力を有する電気通信事業者の反競争的行為を防止、除去するための規制を導入するとともに、利用者利益を確保しつつ、市場支配力を有さない電気通信事業者に対しては、契約約款、接続協定の認可等を一定の条件の下で届出に緩和する等所要の措置を導入。

(3) 今後の見通し

- 今回の電気通信事業法の改正によって導入される非対称規制等の新たな競争政策を着実に実施すること等により、電気通信事業における公正競争をより一層促進し、より低廉で多様なサービスの実現を図ることとしている。
- また、電気通信事業分野においては、急速な技術革新と利用者ニーズの高度化・多様化に対応して、ネットワークの高度化やビジネスモデルの多様化が進展している。
- このため、今後のネットワーク構造やネットワークの活用形態の変化、競争の進展状況等を踏まえつつ、情報通信時代における新たなビジネスモデルに対応した電気通信事業分野の競争環境整備の在り方について検討を行っているところである。

7. 企業リストラクチャリングの税効果

(1) BDR T 提言要旨

- 納税者は、計画した再編が、税回避の不在や継続性の要件の適用に関する明確性などの条件を充足しているかどうかに関する正式な事前許可を得られるようにすべきである。（「正式な判定手続も参照のこと」）
- 外国株式・資産は、「無税の」株式の交換に関し、日本国内の株式・資産と同様に扱われるべきである。（「商法：グローバルな株式の交換」も参照のこと）

<質問>

- 国税庁は、企業リストラクチャリングのような分野まで移転価格のための事前確認制度を拡大する考えはあるのか。

(2) 現在までの対応状況

- 2001 年度税制改正により、会社分割、合併、現物出資又は事後設立の企業組織再編成に係る税制が整備された。
- 法令上は事前許可制度を設けていないが、国税当局では、現行制度下において、納税者サービスの一環として、この企業組織再編税制の適用等に関する納税者からの具体的な事前相談に対しては、納税者の予測可能性を確保し、また個々の事案の態様に即した統一的な処理を迅速かつ円滑に行うため、全国の国税局の法人課税課及び調査審理課等に相談窓口を設けて相談担当者を配置するなど体制を整備し、的確な回答に努めているところである。
- 法人がM&Aやリストラクチャリングによりその有する資産を他に移転する場合には、移転資産の時価取引として譲渡損益を計上するのが原則である。ただし、わが国の商法に基づいて行われる株式交換及び株式移転のうち、一定の要件を満たすものについては、特例措置として、課税を繰り延べることができる。

<質問への回答>

- 我が国における移転価格に関する事前確認制度とは、納税者とその国外関連者との取引（国外関連取引）について、納税者から申出のあった独立企業間価格の算定方法等を国税当局が検証し、その合理性が認められる場合には、納税者に対して確認を与えるというものである。すなわち、同制度は、移転価格課税に関する納税者の予測可能性を確保し、移転価格税制の適正・円滑な執行を図ることを目的としたものである。
- なお、上記の事前確認制度とは別に、国税当局としては、納税者から申告前に具体的な取引等についての税務上の取扱いに関する照会（事前照会）を受けた場合、その照会が同様の取引等を行う他の多数の納税者の適正な申告に役立つと認められる場合など、一定の要件に該当するものについては、文書により回答するとともに、その内容を公表することとしているところである。

(3) 今後の見通し

- 上記（2）の通り、今後も適切に対応する。
- なお、提言要旨の「正式な事前許可」が、法令上の位置付けを意図しているのかどうかは定かではないが、国税当局による対応により、課税上の予測可能性等は確保されるものと考えている。

- 法人税法は、商法をはじめとする法制等を基に構築されており、株式交換及び株式移転に係る課税繰延べについても、わが国の商法の適用が前提となる。
- 外国法人については、わが国の商法の株式交換及び株式移転の規定が適用対象とならないことから、特定子会社又は特定親会社に該当せず、これらの課税の特例措置も適用されない。

8. 連結納税

(1) BDRT 提言要旨

- 連結納税制度は、以下の諸点を考慮して、遅くとも 2002 年度までに履行されるべきである。
 - (a) 完全に統合された企業が、完全な所有権を取得することが不可能な状況に対応するため、提案された連結納税制度のもとでの一般的な所有権の必要条件は、100%を十分下回ること。
 - (b) 企業が買収のために調達した費用と買収対象企業の収益を相殺することを認める。
 - (c) 合併事業での損失は実質的な株主に譲渡可能とする

<質問>

- 日本政府は、現在どのような連結納税制度を考慮しているのか。
- 関係者には、どのような法案に対してもコメントするのに十分な時間が与えられるのか。

(2) 現在までの対応状況

- 10 月 16 日に政府税制調査会において「連結納税制度の基本的考え方」がとりまとめられ、公表されている。

(3) 今後の見通し

- 経済財政諮問会議における改革工程表（9 月 21 日）において、「平成 4 年度予算の『国債発行 30 兆円以下』との方針の下、所要の財源措置を講じたうえで、平成 14 年度創設を目指し検討を進める。」こととされており、現在、「連結納税制度の基本的考え方」に基づき、制度の創設に向け、その財源措置も含め、検討を進めているところ。

9. コーポレート・ガバナンス

(1) BDRT 提言要旨

- 我々は、特に取締役会の監督能力、独立性、株主への説明責任の改善に関連して、日本に於けるコーポレート・ガバナンス慣行を改善するための商法の改革を、早急に履行するよう日本政府を奨励する。

(2) 現在までの対応状況

- 商法等の一部を改正する法律案要綱中間試案を公表し、商法特例法上の大会社による監査委員会、指名委員会及び報酬委員会制度並びに執行役制度の導入（第十九）等について意見照会を行った。

(3) 今後の見通し

- 現在、次期通常国会への法案提出に向けて作業が進められている。

10. クロスボーダーの株式と株式の譲渡

(1) BDRT提言要旨

- 商法は、外国企業を国内企業と同様に扱い、完全に中立的であるべきである。例えば、日本企業だけに限られている株式スワップ取引は、国籍に関係なく全ての投資家にまで拡大されるべきである。

<質問>

- 我々は、日本政府がこの提言に関する反対意見を明確にし、何故国内企業に与えているのと同様の優遇措置を外国企業にまで拡大したくないのか明確に説明してほしい。

(2) 現在までの対応状況

- 我が国の商法は、日本の商法に基づき設立された会社については、完全に中立に適用されるものであり、外資系の企業であっても同等の取り扱いがされているが、外国法に基づき設立された会社（外国会社）については適用されない。仮にこれを肯定すると、一方の会社の株主が強制的に国外に所在する他方の株主とされるため、株主保護の見地からも問題が多い。

(3) 今後の見通し

- 株式交換については、米国においても全州で認められているわけではなく、また外国企業の取り扱いを明確にしていない州も多い。また、欧州においても、例えばドイツでは我が国と同様に、外国会社との間で、合併等の組織法上の行為をすることができないものと認識している。その他のEU諸国の法制において、EU圏外の会社との間で、組織法上の行為をすることができないものと認識している。その他のEU諸国の法制において、EU圏外の会社との間で、組織法上の行為をすることができるかどうか、十分な調査を尽くすことが重要であると考えます。

11. 法律サービス

(1) BDR T 提言要旨

- 日本における包括的かつ総合的な法律助言へのアクセスを確保するために、外国・国内弁護士間のパートナーシップ禁止、外国人弁護士による第三国法に関する書面による助言の要求など、法律の専門職に関する障壁は除去されるべきである。

<質問>

- 日本政府は、司法制度改革審議会のすべての提言を履行するのか。
- いつ／どのように、提案は履行されるのか。

(2) 現在までの対応状況

- いわゆるパートナーシップについては、我が国の法制上存在しない制度であるが、外弁法が定める外国法事務弁護士（外弁）と弁護士との特定共同事業に極めて類似している上、1998年の外弁法改正により、特定共同事業の目的に関する規制が緩和されたことから、特定共同事業は、パートナーシップにほぼ比肩する制度となったものと考えている。
- また、外弁法による第三国法の取扱いについても、上記改正により、正式な資格と権限を有する者からの書面による助言に基づくことという条件を付した上で、同法に関する法律事務を行うことができることとする法的措置を講じたものである。

(3) 今後の見通し

- 特定共同事業制度の規制緩和に関し、司法制度改革審議会が、2001年6月12日に内閣に提出した同審議会意見の中で、「日本弁護士と外国法事務弁護士等との提携・協働を積極的に推進する見地から、例えば、特定共同事業の要件緩和等を行うべきである。」と指摘しているところである。
- その後、政府は6月15日、同審議会意見を最大限尊重して改革に取り組む旨の閣議決定をし、11月9日、同審議会意見の趣旨にのっとり行われる司法制度改革を総合的かつ集中的に推進するため、内閣に、全閣僚からなる司法制度改革推進本部を設置すること等を内容とする司法制度改革推進法が国会で成立し、同年12月1日同本部が設置された。上記の審議会意見指摘の点については、同本部を中心として検討がすすめられることになる。
他方、第三国法に関する法律事務を行うに当たっては、依頼者保護の観点から、書面による助言を受けることを条件とすることは必要であると考えており、これを廃止することは考えていない。

12. 年金改革

(1) BDRT 提言要旨

- 日本における企業年金制度を改革する法律を出来るだけ早く履行すべきである。
- 履行にあたっては、以下の事項を考慮に入れるべきである。
 - (a) 確定給付関連：
 - －本改革の詳細な履行に関する省令が未だ発表されていないため、新制度のメリット／落とし穴の予測が困難。
 - －「最小拠出額」要件に関し詳細が全く発表されていない。
 - (b) 確定拠出形：
 - －控除限度額が低く、企業のマッチングもない、また、参加者は自分の年金積立金から借り入れ出来ない等、BDRT の提言は殆どが無視されている。
 - －確定拠出型年金計画拠出金に対する特別法人税のステータスが、本税の猶予期間が終わる 2004 年以降は不明である。
- すべての関係者のニーズに適合しているかどうかを確かめるために、こうした改革の効果をモニターすべきである。

(2) 現在までの対応状況

- (a) 確定給付関連について
確定給付企業年金法は、2002 年 4 月 1 日から施行されることとなっており、同法に基づく省令については、現在検討中である。
- (b) 確定拠出型について
確定拠出年金法は、2001 年 10 月 1 日に施行されたところである。

(3) 今後の見通し

- (a) 確定給付関連について
確定給付企業年金法に基づく政省令については、できる限り早く作成すべく検討しているところである。
- (b) 確定拠出型について
確定拠出年金については、2001 年 10 月に施行されたばかりであり、今後、その施行状況を注視していくこととしている。
なお、我が国の確定拠出年金は、企業のみが拠出し、従業員の拠出はできないことから、企業のマッチング拠出というものはあり得ない。また、加入者が年金積立金から借り入れることについては、確定拠出年金が貯蓄と類似してしまい、貯蓄との区別がつかなくなることから実現困難である。

13. ビザ・労働許可

(1) BDR T提言要旨

- 日本の移民法は、企業がグローバルなベースで人的資源を効率的に配分しやすくするべきである。特に、次の点を提案する。
 - (a) 再入国許可制度を廃止する。外国人労働者は、元々のビザに明記されている期間内において、自由に入出国できるようにする。
 - (b) 誰が企業内転勤者として適格かの判断は企業が独自に行えるようにすべきで、雇用の期間に制限されるべきではない。
 - (c) エンジニア、熟練労働者、人文科学系の専門家に対する10年間の実務経験の要件は、半分に削減されるべきである。

- 日本政府が専門職従事者に対する要件を自由化するよう、できるだけ早く行動を起こすことを要求する。

(2) 現在までの対応状況

- (a) 1999年、再入国許可の有効期間を「1年を超えない範囲内」から「3年を超えない範囲内」に伸長することを内容とした出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）の改正を行い、2000年2月18日から実施している。

現行法において、期間に定めのある在留期間の最長期間は3年であるところ、この改正によって、在留期間と再入国期間の終期（最終日）が一致することとなり、数次再入国許可を受けている者は、当該在留期間内における出入国が自由になった。
- (b) 在留資格「企業内転勤」をもって本邦へ入国するための要件として、同在留資格に係る上陸許可基準において、「申請に係る転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において1年以上継続して在留資格「技術」又は「人文知識・国際業務」に掲げる業務に従事していること。」に適合する必要がある。
- (c) 外国人IT技術者について、これまでの大卒相当又は10年以上の実務経験の要件を満たさない者でも、法務大臣が適当と認めるITに関する試験に合格し又は資格を有している場合には、我が国にIT技術者として入国・在留できるための上陸許可基準の見直しを検討しており、当該措置は2001年12月28日に実施された。

(3) 今後の見通し

- (a) 我が国に在留する外国人が出国した場合、当該外国人に付与されていた入管法上の在留資格等は消滅することから、これらの外国人が再び我が国に入国しようとする場合には、その入国に先立って査証を取得し、上陸許可に際して改めて在留資格等の決定を受けなければならないこととなるが、入管法第26条に定める再入国許可制度は、我が国に在留する外国人が一時的に出国して再び我が国に入国する場合に、このような上陸の手続き等を簡略化し、当該外国人の利便を図るとともに、同条の規定に基づき再入国の許可を受けて出国し、同許可により再入国した後は従前の在留資格等を継続させる効果を有するものであることから、この再入国許可制度は必要かつ合理的なものであると考えている。

- (b) 在留資格「企業内転勤」の上陸許可基準において、「外国にある本店等における1年以上の継続勤務」は、その企業において在留資格「技術」や「人文知識・国際業務」に該当するような業務を行ったことがない、専門的技術又は知識を持たない新規採用の従業員を本邦における労働力を確保するためだけを目的に転勤させることを防止するため規定したものであり、合理的な基準であると考えると同時に、同趣旨から、今後とも在留資格「企業内転勤」をもって入国を許可することとなる外国人の上陸許可基準として必要なものであると考えられる。
 - (c) 上記措置の適用範囲を拡大していくことを検討中である。
- 専門職従事者の受け入れに関しては、我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案しつつ、検討していくこととしている。
- 具体的には、専門職従事者の一層積極的な受け入れを図っていくために、必要に応じて必要経年数や受け入れ職種等、要請される各在留資格に係る基準の見直しを図っていくこととしており、関係省庁等からその必要性等に関する情報を得つつ、検討を進めていきたいと考えている。

第2ワーキング・パーティ（会計・税制）

14. 国際会計基準（IAS）

（1）BDRT提言要旨

- 両政府へは各国基準へのIAS基準の受け入れ推進を引き続き要望する。
- 新国際会計基準委員会（IASB）の場で理論先行とならないよう、また、各国での修正が受け入れられるよう、欧州と協力してバランスのとれた基準作りの推進を支援いただくよう要望する。特に各国の状況を度外視した全面時価会計導入の議論は、新IASBで慎重に検討し、見直していくべきものとする。
- ラウンドテーブルにおいて、IASB 評議員、理事、諮問委員会などと日欧企業との交流を行うなど、積極的な意見交換を通じ、開かれた議論を行った上でより適切なIASが形成されることを要望する。

（2）現在までの対応状況

- 日本としては、証券監督者国際機構（IOSCO）の主要メンバーの一員として、昨年5月のIOSCOにおけるクロスボーダーの募集・上場の際に各国市場に外国から入ってくる発行体（企業）がIASを利用することを認めあることを支持している。IOSCOでも勧告されたとおり、日本を含め各国において、IASに基づいて作成された財務諸表を認めるに際して取り得る調整、追加的開示、解釈等、必要と認められる措置の可否を考慮している。
- 新IASB（IASB）に対しては、IOSCOの活動を通じて、欧州を含め世界の主要な証券規制当局と協調してその活動の監視を行っている。
- 日本はIASBに対して基準検討の優先順位や基準の内容について重要な助言を行う基準勧告委員会（SAC）の会議にオブザーバーとして参加を求められている。当該会議には欧州企業のメンバーのほかEU代表及びIASB（国際会計基準審議会）理事も参加し、公開の場で議論を行っている。

（3）今後の見通し

- 現在、外国企業が日本の資本市場において、日本以外の国における会計基準や用語、様式及び作成方法を使用して資金調達を行う場合、日本における会計処理の原則及び手続と異なるものの内容を財務書類に注記することを条件に、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものかどうかを個別に判断し、承認を行っている。いずれにしても、日本の投資家保護の観点から適切に対応することになると考えられる。
- IASBの活動については、今後ともIOSCOでの活動を通じて、欧州を含め世界の主要な証券規制当局と協調して監視を行っていきたいと考えている。
- 現在参加を求められているSAC会議の場を中心に、IASB理事及びSACメンバーに対して世界各国の財務諸表関係者との対話を重視した適切なIAS（IFRS：国際財務報告基準）を作成するよう求めていきたいと考えている。

15. 連結納税制度

(1) BDRT 提言要旨

- 産業界と連携を保ちつつ制度の早期検討を進め、2002 年 4 月に使いやすい日本型連結納税制度の完全導入に向け、確実な対応をお願いしたい。

(2) 現在までの対応状況

- 10 月 16 日に政府税制調査会において「連結納税制度の基本的考え方」がとりまとめられ、公表されている。

(3) 今後の見通し

- 経済財政諮問会議における改革工程表（9 月 21 日）において、「平成 4 年度予算の『国債発行 30 兆円以下』との方針の下、所要の財源措置を講じたうえで、平成 14 年度創設を目指し検討を進める。」こととされており、現在、「連結納税制度の基本的考え方」に基づき、制度の創設に向け、その財源措置も含め、検討を進めているところ。

16. 移転価格課税

(1) B D R T 提言要旨

- OECD において、例えば利益比較法 (CPM) のように客観的な情報で、容易に計算できる事前確認制度 (APA) 計算制度をガイドラインとして設定し、各国が統一的に導入しやすくする検討が必要。
- また、両政府には OECD でこのような活動の推進と、日欧間をまたがる APA 契約締結の推進に向け、積極的な取り組みをお願いしたい。

(2) 現在までの対応状況

- 移転価格税制については、各国の税制の相違を前提としつつも、二重課税のリスクや企業の遵守コストを最小限に抑えるために、これまで OECD における議論に積極的に参加するとともに、実際に課税問題が発生した場合には租税条約上の相互協議等を通じて問題の円滑な解決に努めてきている。
- 特に OECD においては、国際的な合意として 1995 年に OECD 移転価格ガイドライン (全面改訂) の主要部分が公表され、現在も各論につき追補作業が行われている。さらに、OECD 租税委員会第 6 作業部会では、OECD 加盟国の法令、規則、執行上の実務が OECD 移転価格ガイドラインに合致しているかについて随時モニタリングを行っている。更に 1999 年に「相互協議手続における事前確認取極の取扱いに関するガイドライン」が策定されており、一国だけでなく、二国間・多国間でも APA 締結を奨励している。
- 我が国は、より迅速に移転価格の問題を解決し納税者の予測可能性を高めるため、1987 年に、他の主要国に先立ち APA を導入、運用して来ている。その後も 1999 年に、事前確認制度の利便性を高めるため、事前確認に関する事務運営指針を発表するとともに、本年 6 月には移転価格事務運営要領を発表したところである。指針でも述べているとおり、我が国は、一国だけの A P A より二国間・多国間の A P A を奨励している。

(3) 今後の見通し

- 上記のように、わが国は移転価格税制及び APA について、OECD、二国間協議等を通じて、外国税務当局との間で相互理解を深めるとともに、共通のルールづくりに努めているが、今後とも外国税務当局との相互理解・相互協力に基づき、国際課税問題の円滑な解決に努めて参りたい。
- また、各国の見解の相違を迅速に解決するため多くの企業が二国間・多国間の APA を活用することを期待する。

17. 電子商取引課税

(1) BDRT 提言要旨

- OECD での議論をさらに深め、日米欧を含めた国際的に公平な課税の推進を要望する。

(2) 現在までの対応状況

- 電子商取引に対する課税のあり方については、国際的にも、既存の商取引と同様に公平・中立・簡素の租税原則を適用することとされており、このような観点を踏まえ、OECD において、課税上必要な取引の把握の問題等について、専門的・技術的見地から検討が行われている。なお、本年2月には、その検討の中間報告が公表されているところ。

(3) 今後の見通し

- 我が国としても、今後とも、OECD における議論に積極的に参加していくとともに、国際的な議論の方向や成果に注視しつつ、電子商取引を巡る課税上の問題について検討していく。

第3ワーキング・パーティ（標準）

18. IMT-2000（次世代移動通信システム）の標準化活動

（1）BDRT提言要旨

- 国際ローミングの早期実現の観点からは、日EU各国において2002年頃までには予定通り3Gサービスが開始されることが重要であり、これに向けた環境整備を日EU各国政府に要望する。
- また、これに向けた国際ローミング分野での民間レベルの協力が望まれる。
- さらに、次々世代移動通信ネットワークでの日欧間協力についてもその共通ゴールの確認が望まれる。

（2）現在までの対応状況

- 我が国は、2001年10月から、NTTドコモが第3世代移動通信システムの商用サービスを開始した。また、2002年には、Jフォンが6月に、KDDIが9月にサービスを開始することを予定しており、これらにより、本格的に第3世代移動通信システムの時代に移行することとなる。
- また、国際ローミング分野に関しては、3GPP等の民間レベルでの標準化活動がITUにおける国際標準の策定に大きく寄与しているものである。
- さらに、第4世代移動通信システムについては、日欧も含めITUの場において、国際的な標準化の取り組みの議論を精力的に行ってきた。

（3）今後の見通し

- 第3世代移動通信システムの早期普及促進及び第4世代移動通信システムの研究開発に向けて、今後とも日欧が積極的に協力していくこととしている。
- また、国際ローミングは、次世代ネットワークの重要な要素の一つであり、民間レベルでの協力の促進に向けて、政府としても積極的にサポートしていくこととしている。

19. グローバルな通信標準

(1) BDR T 提言要旨

- グローバルレベルで電子商取引及び情報社会を促進させる最も重要な鍵は固定及びモバイル電話におけるブロードバンドアクセス技術であり、これこそがグローバルな標準化を構築するための最優先分野である。
- さらには、ITUのリフォームに伴い、グローバルに適用される技術標準を考慮する必要がある。

(2) 現在までの対応状況

- 我が国政府においては、「e-Japan 戦略」等に基づいて、低廉・高速・大容量のインターネット網の整備を図るためのネットワークインフラ整備や必要な競争政策、及び電子商取引等を阻害する規制の改革を進め、また通信標準のグローバルな構築に取り組んでいる。

(グローバルな通信標準の構築)

グローバルな通信標準に関しては、日欧を含む専門家の参加の下、ITUで策定されている。我が国は、ITUにおける標準化作業に積極的に参加しており、今後も引き続き寄与していく考えである。

(日欧間の協力)

社団法人電信電話技術委員会(TTC:日本における国内標準化機関)と欧州ETSIとの間で協調活動に関する覚書きが、1999年12月に締結されており、通信標準の策定における協力や相互接続性の確認試験の共同実施等、着実に成果を上げている。こうした協力の促進に向けて、政府として積極的にサポートしていくこととしている。

(ブロードバンドアクセス技術分野における国内標準)

提言では、ブロードバンドアクセス技術において各国の標準をITU勧告に合わせるよう指摘されている。日本においてはTTCが国内標準の作成を担当しているが、xDSL技術や光アクセス技術(PON)等のアクセス技術に関する国内標準は、ITU勧告に基づき作成され、又は作成される見込みである。

ITU勧告に準拠したxDSLサービスが、1999年11月に開始され、2001年10月末で90万人を超える利用者を獲得している。また、2000年12月には、最大10Mbps、2001年3月から最大100Mbpsの伝送速度を有する光アクセスサービスも開始されている。

(ITU改革)

ITUは、今後ともグローバルな標準化機関として中核的な役割を果たし続け、かつ産業界にとって標準化作業を行うのに魅力的な場であり続けることを目指して、1999年より標準化体制の改革を検討している。我が国政府は、改革においては、市場の需要に即応した標準規格の迅速かつ効率的な作成を可能とし、また標準化活動の可視性・透明性を高めることが不可欠であるとの認識の下、ITU改革の検討に積極的に参画している。

20. 標準のハーモナイゼーション

(1) B D R T 提言要旨

- (a) WTO/TBT 委員会において、国際標準化プロセスに関する諸原則が合意された今、例えば WTO の TBT 委員会で現在行われている3年レビューのフォローアップにおいて、WTO の TBT 委員会で承認されているオブザーバー機関がどのように原則を具体化しているかフォローアップしていくべきである。
- (b) また、国内標準を国際標準に整合化していくことに関しては、現在日本及びEUの双方が参加しているアジア欧州会議 (ASEM) の貿易円滑化行動計画の中で進められている国際整合化作業が円滑に進展していくよう奨励していくとともに、完成の際には利用すべき。

(2) 現在までの対応状況

- (a) B D R T 提言を踏まえて、我が国から働きかけも行い WTO/TBT 委員会において、オブザーバー・ステータスを有する機関である ISO、IEC 等による「国際規格作成プロセスに関する諸原則」をどう具現化しているかについてプレゼンテーションを行ってもらうことによりフォローアップするとともに、他の機関からも同様の情報提供がなされるよう促している。
- (b) ASEM 貿易円滑化行動計画 (TFAP) の中で進められている国際整合化作業は、着実に進展への努力が払われている。11 月末、ブラッセルにおいて開催された第6回基準認証会合においても更なる進展に向けて、各国における整合化作業状況についての情報交換を行うなど議論が行われた。

(3) 今後の見通し

- (a) 「国際規格作成プロセスに関する諸原則」が国際標準化機関における国際規格作成プロセスに適切に反映されるよう、わが国としても、欧州と協力して WTO/TBT 委員会等の場を利用して、フォローアップ・働きかけを行っていく。
- (b) また、今後とも、ASEM における国際整合化作業が着実に進展するよう議論に協力していくと同時に、各国に対し適切な働きかけを行っていきたい。
- (c) さらに、我が国においても T B T 協定に則りつつ、経済構造の変革と行動のための行動計画 (2000年12月1日閣議決定)、規制改革推進3ヶ年計画 (2001年3月30日閣議決定) 及び内外からの意見・要望等に基づき、今後とも基準の国際的整合化・性能規定化、外国データの受け入れ及び国際的な相互承認を進めて参りたい。

2 1. 特許の先願主義と先発明主義

(1) B D R T 提言要旨

- 特許制度のハーモナイゼーションについては今後も日欧の政府間、産業界レベルでの議論を通じて国際的ハーモナイゼーションの必要性をアピールしていく。

(2) 現在までの対応状況

- 2000年11月の世界知的所有権機関(WIPO)特許法常設委員会(SCP)において、94年以後中断されていた実体的な特許法調和に向けての作業を再開することが合意された。
- 日本政府は、SCPにおける議論は、米国の先願主義移行を促すのに有効な機会であると考えており、実体特許法条約(SPLT)の策定を重要視している。
- 先願主義・先発明主義の問題について米国は、2000年11月の第4回SCP会合において、2001年11月の第6回会合で立場を表明する旨言及し、第6回会合では、先発明主義を含むSPLTに関する問題についてのパブリック・コメントの結果を報告した。これによれば、コメントの募集に対して国内外から45のコメントが提出されたが、先願・先発明の問題を含め多くの項目について意見が大きく分かれており、現在までのところ、この意見の対立は収束するには至っていない。また米国は、まもなく指名承認される可能性がある新長官就任による今後の政治的リーダーシップを期待するとした。
- 結局2001年11月の第6回会合では、先願主義・先発明主義の問題についての最終的な立場(definitive position)は表明されなかった。

(3) 今後の見通し

- 米国が直ちに先願主義へ移行する可能性は低いものの、SPLTの成功的成立の為には、米国の先願主義移行が必須の状況となっている。
- また、米国自身も、SPLTによって深いハーモナイゼーションを達成することが米国出願人の利益にかなうとの立場から、SPLTを強力に推進していく方向性を支持すると共に、SPLTの米国出願人にとっての利益を梃子にして国内調整を続けている。
- 日本政府としても、将来米国が先願主義を明記したSPLTを受け入れられるよう、欧州の各国政府、団体の協力も得て米国への要求を続けるとともに、米国の動向を注視していくことが重要であると考えている。

第4 ワーキング・パーティ（MRA）

2.2. MRA（4分野）

（1）BDRT 提言要旨

- 2001年4月に正式署名済みの4分野における日EC間MRAの早期発効を希望する。

（2）現在までの対応状況

- 日・欧州共同体相互承認協定は2001年4月4日に署名が行われた後、6月6日、締結についての国会の承認が得られ、同月29日にはこの協定の実施法（特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律）も国会において可決・成立した。
- その後、日・EC双方でそれぞれ必要な内部手続を経て、11月28日、協定の発効のために必要な外交上の公文を交換した。
- 協定の定めにより、この協定は2002年1月1日に発効する。
- この協定は、日本とEUが結ぶ初めての本格的な協定として日欧協力のマイルストーンになるに留まらず、今後の同種の協定の先駆けになり得るという意義を有するものである。

（3）今後の見通し

- この協定の円滑な実施のためには日・EC双方の間で信頼醸成を図ることが不可欠であり、今後必要に応じて広く関係者を対象とするセミナーを開催していく予定である。まず、日EC双方の適合性評価機関及び関連業界を含むセミナー（電気通信機器及び電気製品分野）を2001年12月、東京において実施する。
- また、発効後速やかに実際の相互承認が開始できるよう、必要な諸作業をEC側と協力して進めているところ。
- なお、医薬品GMP分野については、相互承認の開始までに日欧の当局間で更に手続の詳細などを詰めることが必要になっており、この作業は、協定発効後なるべく1年半以内に終えることになっているが、可能な限り早期に相互承認が開始できるよう今後とも努力をしていく考えである。

23. MRA（医療機器）

（1）BDRT提言要旨

- 医療機器に於ける MRA を効率的に進めていく上で、米・EC間の MRA のケースで得られた経験を有効活用すべきである。
- 医療機器における MRA は、GHTF の成果を最大限に活用すべきである。

（2）現在までの対応状況

- 日・EU間で双方の医療機器に関する制度を研究した結果、いくつかの論点が残り、MRA 締結に当たり 4 分野を優先した経緯がある。協定発効から 2 年後を目途に医療機器の分野を協定に追加するか否かを含め、協議を開始する旨、2001 年 4 月、日・EC間で共同宣言に署名した。

（3）今後の見通し

- 上記共同宣言に基づき、適切に対処していくこととしたい。

第5ワーキング・パーティ（電子商取引）

2.4. GBDe (Global Business Dialogue on e-commerce)

(1) BDRT 提言要旨

- BDRT は GBDe と WEF の努力を奨励し、国連経済社会理事会（ECOSOC）によって最近創設された情報通信技術（ICT）タスクフォースの役割を支持する。
- 日・EU両政府は GBDe による民間主導アウトプットを奨励・尊重すべきである。
- 日本政府とEUに対し、情報通信を基盤としたプロジェクトに開発援助資金を率先してより効率的かつ実質的に用い、新しい融資メカニズムについて民間部門と共同で研究を行うことを求める。

(2) 現在までの対応状況

- 日本政府としては、GBDe の各国政府や国際機関との対話の促進、及び各種政策提言を通じた電子商取引の新しい基準作りへ貢献してきたところ。また、このような取り組みが国民生活の向上に資するとの考えのもと、1999年の第1回パリ総会以来、日本政府としても大臣級の出席により積極的に議論し、パリコミュニケ等の提言を最大限尊重しているところである。
- デジタル・ディバイドについては、GBDe 及び WEF における取組みに協力し、その提言を尊重しつつ、国際的情報格差の是正へ向けて、政府全体で包括的な協力策を実施しているところである。
- わが国は、2000年7月に開かれた九州・沖縄サミットで、「国際的な情報格差問題に対する包括的協力策」を発表し、IT分野での途上国支援に積極的に取り組んでいる。
- この協力策では、今後5年間で総額150億ドル程度を目途に政府開発援助（ODA）及び非ODA（OOF）の公的資金による協力を実施する予定である。
- ただし、ITは、民間の活動が中心となる分野であるので、この協力策では、ODAよりも、国際協力銀行（JBIC）による海外投資金融や輸出金融などの非ODAによる協力の占める割合が多くなるものと考えている。
- 日本政府は、2000年末から現在までASEANやアフリカに政府ミッションを派遣し、政策対話を進めた上で、
 - (a) 政策・制度作りへの知的貢献
 - (b) 人作り
 - (c) 情報通信基盤の整備・ネットワーク化支援
 - (d) 援助実施に際するIT利用の促進の4つを柱に協力を進めている。

(3) 今後の見通し

- 次回GBDe総会（2002年10月：ブラッセル）の詳細については未定（11月中旬現在）であるが、日本政府としては、電子商取引の拡大を促進し情報化時代の課題に取り組むというGBDeの視点は、有用との観点から引き続きこれまでと同様の積極的な対応を行っていくこととしている。
- また、開発途上国におけるITの普及を通じた国際的なデジタル・ディバイドの解消に向けて、包括的協力策を引き続き推進していくこととしている。

- さらに、デジタル・ディバイドをはじめとする21世紀のIT時代における諸課題について取組むための国連行事である「世界情報社会サミット（WSIS:World Summit on the Information Society 2003年12月スイス・ジュネーブ、2005年チュニジアで開催）」の成功に向けて、積極的に支援していくこととしている。
- 情報通信基盤整備を含むIT分野におけるODAについては、今後とも優良な案件の発掘に努めていく方針である。

25. eEurope・e-Japan

(1) BDRT 提言要旨

- EUと日本政府が進めているeEuropeとe-Japanのイニシアティブは新しい知識社会の促進を支援するものであり、eEuropeとe-Japanの実施が加速されることは重要である。
- ベンチマーク分析によりeEuropeとe-Japanの進捗状況の比較評価を行い、ベストプラクティスを共有していくべき。
- eEuropeとe-Japanの各々についてアジェンダのレビューを行うべき。

(2) 現在までの対応状況

- 日本政府としては、IT基本法に基づくIT戦略本部において、本年1月に「我が国が5年以内に世界最先端のIT国家となることを目指す」という野心的な目標を定めた「e-Japan戦略」を決定し、3月にそのための具体的な行動計画となる「e-Japan重点計画」を策定し、6月末にIT革命推進の中間目標を定めたe「Japan2002プログラム」を作成した。
- さらに、これらの積極的な展開を図る観点から、11月にIT戦略本部において「e-Japan重点計画、e-Japan2002プログラムの加速・前倒し」を取りまとめたところ。
- これら施策の進捗状況については、IT戦略本部が半年に1回調査を行うこととしている。11月7日開催されたIT戦略本部におけるとりまとめによれば、2001年度内に実施予定の103施策については、全て計画通り順調に推進されている。
- その結果、例えば、インターネット利用の人口普及率が1999年の21.4%から2000年には37.1%へ向上し、公立学校のインターネット接続も1999年度の57.4%に対して2000年度は81.1%に上昇するなど、着実に成果が上がってきているものと認識している。

(3) 今後の見通し

- 今後ともe-Japan重点計画等に基づき、更に集中的に電子政府の実現に向けて取り組む他、通信インフラ整備の加速化、教育の情報化・人材育成の強化、消費者保護も踏まえた電子商取引の推進、情報セキュリティの確保等について一層積極的に取り組んでいく所存。

第6 ワーキング・パーティ (WTO)

26. WTO

(1) BDRT 提言要旨

- 新ラウンドは、農業・サービスというビルト・イン・アジェンダ、市場アクセス、投資、貿易円滑化、政府調達（より広い分野での協定で透明性の高いもの）、貿易と競争、貿易と環境、さらにアンチダンピングに関するもののようなルールを改善し、明確にし、さらに強化することを含む、多くの交渉項目を取り入れるべきである。
- 新ラウンドは確実に全ての WTO メンバーからの支持が得られるよう、すべての WTO メンバーに明確に利益になるものでなければならない。
- WTO の内部・外部共により透明性を高めることを求める。

(2) 現在までの対応状況

- 11月9日から14日にカタールで開催された WTO 第4回閣僚会議において、新たな多角的貿易交渉を開始する閣僚宣言が採択された。
- 閣僚宣言では、農業、サービス、非農産品の市場アクセス、シンガポール・アジェンダ（投資、競争、貿易円滑化、政府調達透明性）、アンチ・ダンピングなどの WTO ルール、紛争解決了解、TRIPs 協定の一部、「実施」問題、貿易と環境など幅広い分野が交渉対象となった。
- 新たな多角的貿易交渉は、上記の幅広い分野に、途上国の関心事項に対する配慮が含まれており、すべての国にとって利益になるものとなっている。
- 前回のシアトル会合時に比べ、今次会合の取り進め振りは、内部・外部ともにより透明性の高いものになったと考えられる。
- 中国、台湾の加入が正式に承認され、WTO は一層グローバルな機関となった。

(3) 今後の見通し

- わが国は、今次採択された閣僚宣言をもとに多角的貿易交渉に積極的に参加し、開発途上国の関心や懸念にも配慮しつつ、世界貿易の一層の自由化と WTO ルールの強化を図っていく。
- 我が国としては、アンチ・ダンピングの規律強化に強い関心を有しており、交渉を通じて、ルールの改善、明確化、強化を実現できるよう努力を行う。
- また、投資ルール策定についても強い関心を有しており、第5回閣僚会議での交渉モダリティの決定に向け、より積極的に検討を行っていく。